

立地適正化計画/公共施設再編を想定した 学校統廃合シミュレーションの背景と ワークショップの進め方について

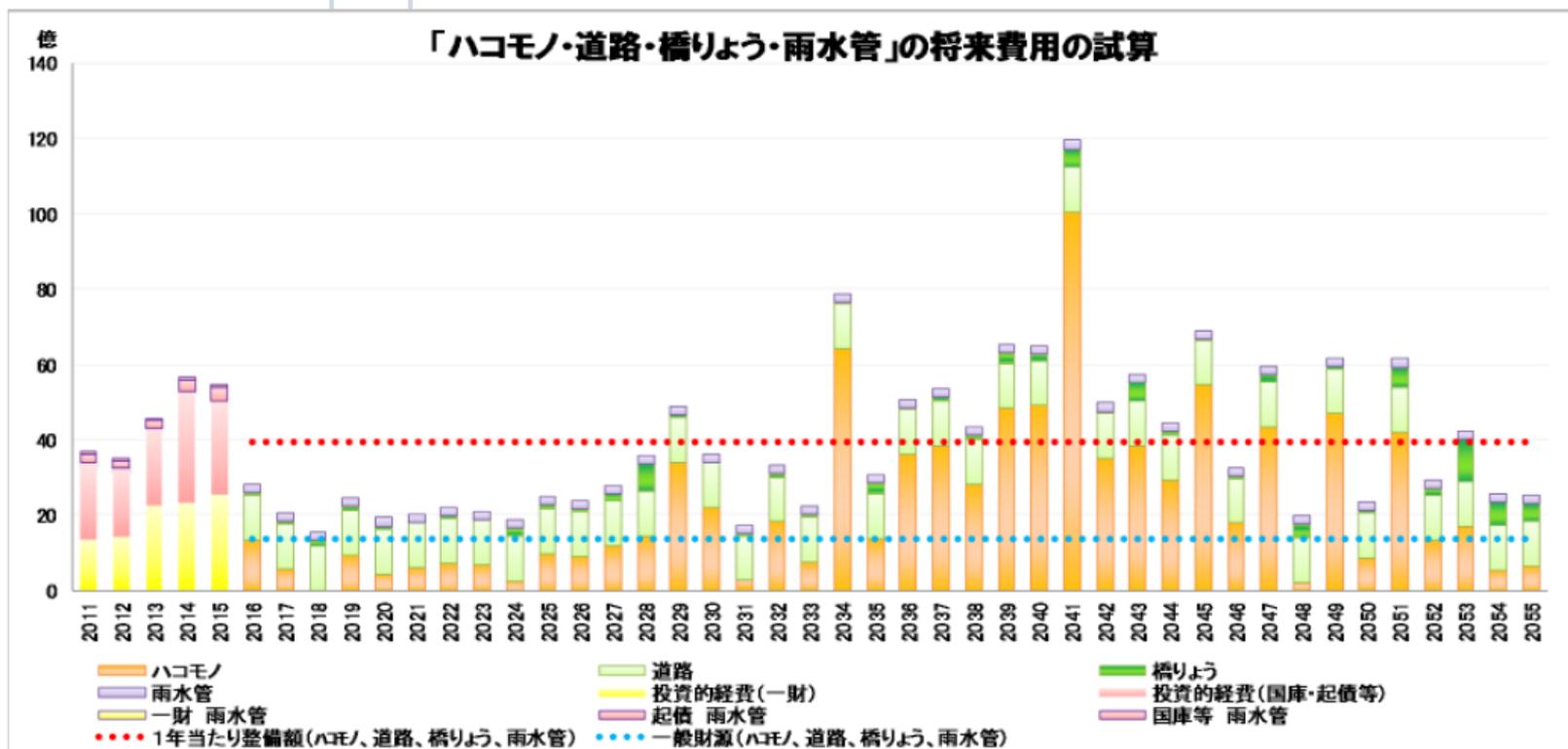
高橋陽一

インディゴ株式会社
東洋大学PPPスクール（大学院経済学研究科公民連携専攻）

公共施設再編の背景/インフラ老朽化と財源不足

出典：インフラ更新費用試算例：秦野市公共施設等総合管理計画（2017年3月策定） PP.21 より

充当可能 一般財源相当額	<	将来費用	内訳		年平均	
40年間 (544.0億円)		40年間 1,568.2億円	ハコモノ	922.8億円	23.1億円	
2011(H23)実績 13.6億円		年平均 39.2億円	イン フ ラ	道 路	475.6億円	11.9億円
				橋りょう	81.3億円	2.0億円
		雨水管		88.5億円	2.2億円	



公共施設再編に係る諸制度間の連関

- **総務省**

- **公共施設等総合管理計画**（2016年度末迄）
 - 個別施設管理計画（2020年度末迄）
 - 統一的な基準による地方公会計（2017年度末迄）
 - 固定資産台帳
 - 施設別行政コスト計算書

+ 広域連携（共同処理制度）

連携/相互参照

- **国土交通省**

- **立地適正化計画**
 - 地域公共交通網形成計画

- **内閣府**

- PPP/PFI手法導入 優先的検討規程

- **厚生労働省**

- 地域包括ケアシステム

立地適正化計画 居住誘導区域/都市機能誘導区域の例

出典：流山市「流山市立地適正化計画 計画書 2017年」 PP.35 及び PP.43より

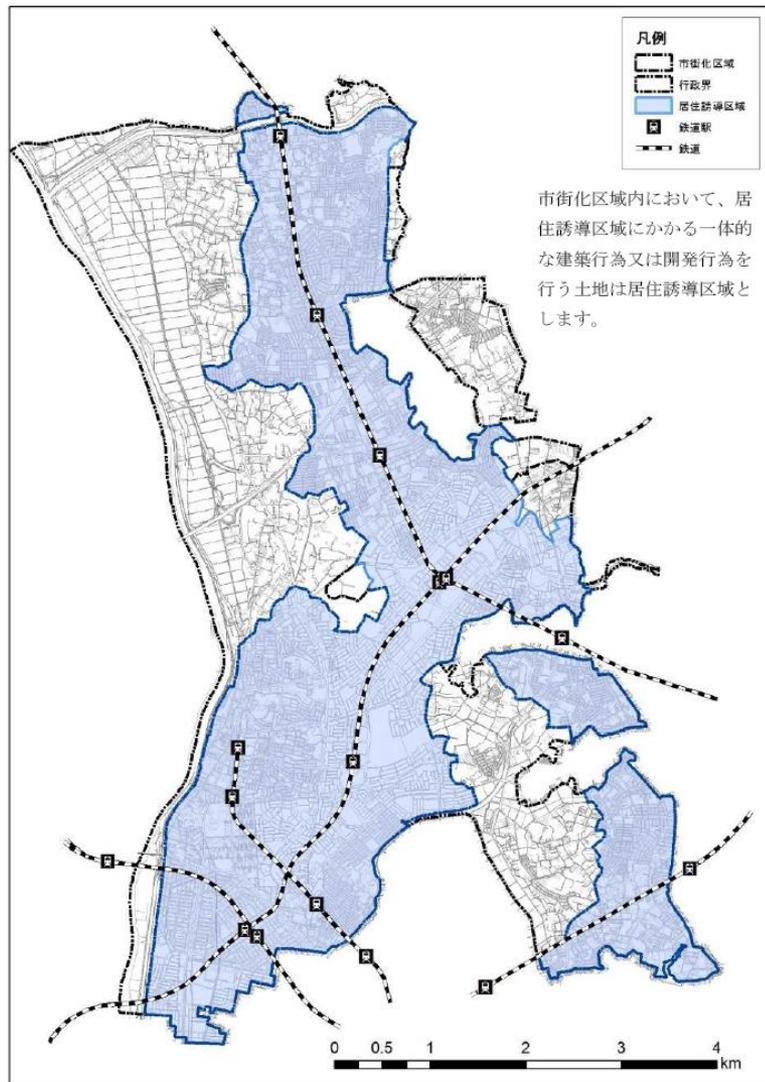


図5-5 居住誘導区域

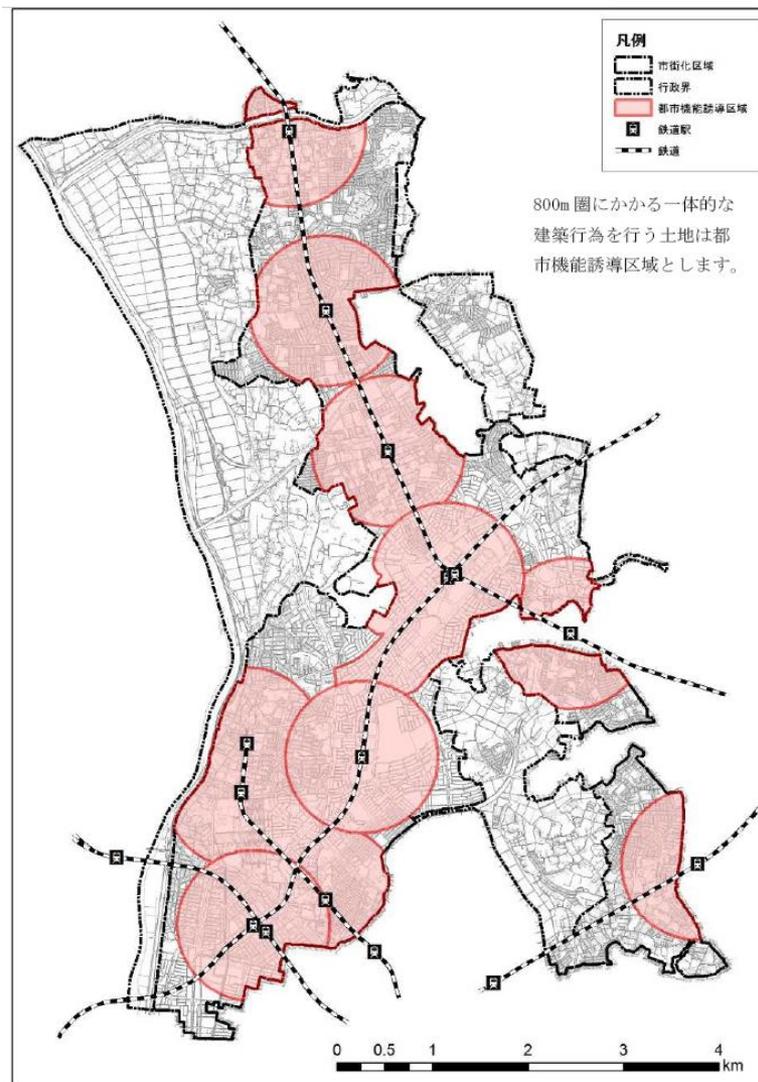


図6-4 都市機能誘導区域 (全体図)

学校施設の位置づけ

小/中学校 統廃合の検討は、立地適正化/公共施設再

編の推進において極めて重要なマイルストーン

- 生活エリアの基本単位
- 将来的なエリア持続に必要な基本要素（子育て世帯の常住）
- ハコモノ施設における比率（施設数/延べ床面積）が高い
- 教育の「質」確保の観点で「適正規模」での運営が不可欠

根本祐二「個別施設計画策定のための標準モデルおよび標準シミュレーションの提案」

PP.10 より 地方財政 2017年8月

	学校規模 見直し	学校統廃合 (最小)	学校統廃合 (最大)	共用化	ソフト化・広域化	多機能化	公的不動産
ケース	●現在の基準(施設費国庫負担法施行令)に基づいて学校面積を増減させる	●児童生徒数はベンチマークレベルを維持 ●235人以下(中山間地域は117人以下)を統廃合対象にする ●最小規模校を最寄り校に統合し、すべての学校が236人以上になった時点で終了 ●面積の過不足を計算するが不足の解決は要しない(公的不動産で解決)以下同	●児童生徒数はベンチマークから3割減(2017年社人研予測年少人口減少率) ●18学級(小学校689人、中学校720人)を基準とし、減少後の児童生徒数で割り、「適正学校数N」(切り上げ)を算出する。 ●児童生徒数の多い順からN番目までの学校を存続校とする。 ●それ以外の学校は最寄りの存続校に統合する。 ●結果として18学級を超えることは構わないとする。	●小中学校同士の共用化 ・図書室、特別教室、体育館等の一体化 ・学校間距離(道のり)が500m以内の場合に適用する。 ・全体を一体化する場合は、小中学校それぞれの面積合計の80%とする。 ●学校と地域の共用化 ・地区図書室、地域体育館、公民館等は学校施設と共用化 ●類似施設統廃合 ・類似施設が複数ある場合は地域内で削減	●ソフト化 ・幼稚園・保育所・子ども園、高齢者福祉施設(介護保険対象)は民営化 ・小規模スポーツ施設(含む学校プール)は民間施設利用 ・集会所は地域移管 ●広域化 ・近隣市町村で共有し分担する	●更新後の学校施設の余剰スペースに、校区内の小規模施設(2,000㎡未満)の施設の機能だけを移転する。 ●移転の際は共用施設40%分を除く60%負担する。	●統廃合、機能移転で生じる空き地を売却 ●統廃合、機能移転のための土地が不足する場合は余剰地との交換
A	×	×	×		×		△各々のケースに付加可能
B	○	×	×		×		
C	○	○	×		×		
D	○	○	○		×		
E	○	○	○		○～△		

作業ステップ	作業概要
適正校数の算出	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象市町村の現状小/中学校数と小/中学校生徒数を「学校基本調査」にて確認 2. 将来 年少人口減少率 を 0.7 として以下を算出 $\text{適正小学校数} = [\text{現状生徒数}] * [0.7] / [689] * \text{※}$ $\text{適正中学校数} = [\text{現状生徒数}] * [0.7] / [720] * \text{※}$ <p>※計算結果 1.0 未満の場合は、切り落としで「適正数 0 校」として算出</p>
適正校数による統廃合再配置案の策定	<p>算出した適正小/中学校数に即し</p> <p>【残す学校】と【廃止/集約する学校】を</p> <p>MCF で周辺の将来状況を参照しつつ【選定】する</p>
廃校施設の再利用検討	<p>MCF で周辺の将来状況を参照しながら</p> <p>普通財産への転換/譲渡等による民間活用アイデアなど</p> <p>公民連携手法の適用を検討する</p>

学校教育法施行規則41条：小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする（中学校についても同79条で準用）より、18学級にて算出で 40人*18学級=720人。なお、小学校については1～2学年は35人、3年生以上を40人とした加重平均より算出した689人

自治体名：

アウトプット用シート

現在の[学校]総数		設定人口減少率	
現在の[生徒]総数		適正学校数	

統廃合シミュレーション議論の要点

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

MY CITY FORECAST 地図画面

表示レイヤ：学校

表示指標：14歳以下人口割合&計画された都市構造

廃止する学校に印をつけ、統合先の学校に⇒を引く

廃校の活用アイデア

- ・
- ・
- ・
- ・

学校の適正配置（通学条件）

【通学距離による考え方】

国では、公立小・中学校の通学距離について、**小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内**という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

【通学時間による考え方】

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「**おおむね1時間以内**」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

出典：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」平成27年

～未来につなごう～
みんなの **廃校** プロジェクト
廃校施設の有効活用 -企業活用編-



文部科学省

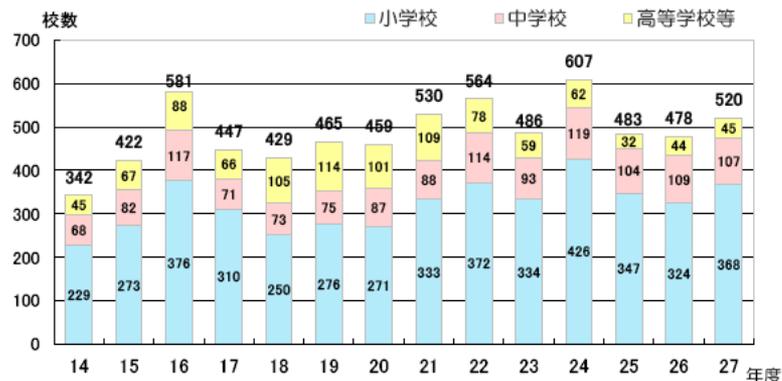
「みんなの廃校」プロジェクト 廃校施設の有効活用事例集

表紙及びPP.52より

廃校数・活用状況

廃校活用に関する手続について

公立学校の年度別廃校数 (平成28年5月1日現在)



公立学校の廃校活用状況 (平成28年5月1日現在)

廃校数 6,811校 (平成14年度～平成27年度)

小学校: 4,489校 中学校: 1,307校 高等学校: 915校 特別支援学校: 100校

施設が現存している廃校の数	5,943校	
活用されているもの	4,198校	70.6%
活用されていないもの	1,745校	29.4%
活用の用途が決まっている	314校	5.3%
活用の用途が決まっていない	1,260校	21.2%
取壊しを予定	171校	2.9%

財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化

国庫補助を受けて建設された学校施設を、学校以外に転用したり売却する場合は、原則として、補助金相当額の国庫納付等により文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続が必要となります。

文部科学省では、廃校を積極的に活用していただくため、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分の場合は、相手先を問わず国庫納付金を不要とするなど、ほとんどのケースにおいて国庫納付金が不要となるよう、財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図り、地方公共団体の取組を支援しています。

財産処分手続の詳細については、施設助成課のホームページで紹介していますのでご覧ください。